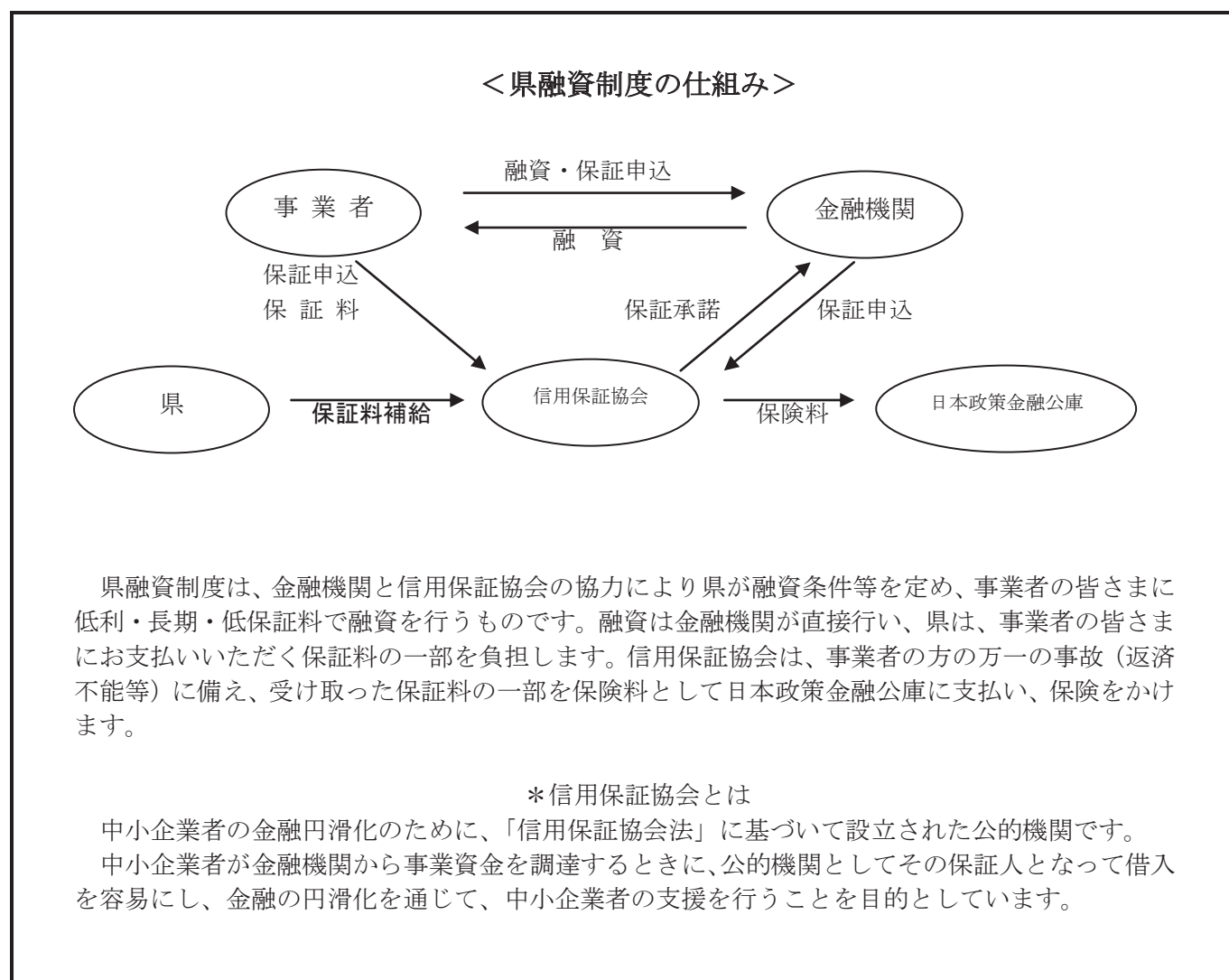


平成 29 年度

高知県中小企業等融資制度のご案内

§ 保証料の一部を負担します §



平成 29 年 4 月 1 日現在

経営支援融資制度

融資名	主な目的または貸付対象者	用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
特別小口融資*	小規模の個人事業者が 資金を必要とするとき	設備 運転	12,500千円 (特別 25,000千円)	7年(1年)以内	2.07%	0.40%
小規模企業融資*	小規模事業者が 資金を必要とするとき	設備 運転	15,000千円	7年(1年)以内	2.27% (2.07%)	0.21%~1.07% (特別 0.40%)
小口零細企業融資*	小規模事業者が 資金を必要とするとき	設備 運転	12,500千円	7年(1年)以内 10年(1年)以内	2.07% 2.27%	0.30%~1.27% (特別 0.40%)
経済変動対策融資*	原材料の高騰、取引先の倒産等により、 資金を必要とするとき	設備 運転	50,000千円	7年(1年)以内	2.27%以内 (2.07%以内)	0.21%~1.07% (特別 0.40%)
安心実現のための 高知県緊急融資*	中小企業者が 資金を必要とするとき	設備 運転	7年・10年合計で 100,000千円	7年(1年)以内 10年(2年)以内	2.27% (2.07%) 2.42% (2.22%)	0.12%~0.49% (特別 0.30%) 0.11%~0.42% (特別 0.25%)
借換え融資*	経営改善計画に基づく借り換えにより 資金繰りの改善を行うとき	運転	50,000千円 80,000千円	7年(なし)以内 10年(なし)以内	2.47% (2.27%) 2.67% (2.47%)	0.21%~1.07% (特別 0.40%)
流動資産担保融資	売掛債権及び在庫を 担保とする短期資金	設備 運転	250,000千円	1年以内	1.97% (固定)	0.36%
下請経営安定融資	下請企業の手形割引	運転	手形割引極度額 30,000千円	1年以内	2.02% (固定)	0.22%~1.01%
季節融資	従業員50人以下の企業が 短期資金を必要とするとき	運転	企業 6,000千円 組合 10,000千円	6ヶ月以内	2.07% (1.97%) (固定)	0.25%~1.17% (特別 0.40%)

特別融資制度

融資名	主な目的または貸付対象者	用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
産業振興計画推進融資*	高知県産業振興計画の事業又は目標に 沿った事業を行う又は行おうとするとき	設備 運転	100,000千円	7年(1年)以内 10年(2年)以内	2.27%以内 (2.07%以内) 2.42%以内 (2.22%以内)	0.12%~0.49% (特別 0.30%) 0.11%~0.42% (特別 0.25%)
南海地震・節電対策融資	施設・設備の地震対策を行うとき 耐震診断・耐震設計を行うとき 節電に資する設備の導入を行うとき	設備 運転	80,000千円	10年(3年)以内 15年(3年)以内 20年(3年)以内	1.97%以内 2.17%以内 2.37%以内	0.11%~0.34% (特別 0.20%)
中核企業支援融資	企業立地、工場等の建設・ 移転を行うとき	設備 運転	500,000千円 (うち運転資金は 50,000千円) 特認 1,000,000千円 (うち運転資金は 50,000千円)	最長 15年以内 (最長 3年以内)	2.47% (2.27%) 特認 2.08% (1.88%)	0.21%~1.07% (特別 0.10%) プロパー可
産業活性化融資	設備の近代化、新技術等の研究・開発、 BCPの策定等を行うとき	設備 運転	50,000千円 (うち運転資金は 30,000千円)	7年(1年)以内	2.47% (2.27%)	0.21%~1.07% (特別 0.10%)
事業環境 整備促進 融資	環境保全促進	設備 運転	100,000千円 (うち運転資金は 30,000千円)	最長 15年以内 (最長 3年以内) 最長 20年以内 (最長 3年以内)	2.67%以内 (2.47%以内) 2.87%以内 (2.67%以内)	0.21%~1.07% (特別 0.10%)
	福祉関連支援	設備 運転	100,000千円 (うち運転資金は 30,000千円)	最長 15年以内 (最長 3年以内)	2.67%以内 (2.47%以内)	0.21%~1.07% (特別 0.10%)
	商業・観光業支 援	設備 運転	100,000千円 (うち運転資金は 30,000千円)	最長 15年以内 (最長 3年以内)	2.67%以内 (2.47%以内) 特認 2.28% 以内 (2.08%以内)	0.21%~1.07% (特別 0.10%)

創業者等 応援融資 *	創業Ⅰ型	創業（独立開業）するとき 及び創業から5年未満の企業	設備 運転	10,000千円	7年（1年）以内	1.87%以内	0.10%
					10年（1年）以内	2.07%以内	
	創業Ⅱ型		設備 運転	15,000千円	7年（1年）以内	1.87%以内	0.10%
					10年（1年）以内	2.07%以内	
	創業Ⅲ型		設備 運転	50,000千円 （創業Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型 合計で50,000千円）	7年（1年）以内	2.27% (2.07%)	0.21%～1.07% (特別0.10%)
					10年（1年）以内	2.47% (2.27%)	
新事業展開支援融資	新しい事業への挑戦・ 多角化を行うとき	設備 運転	50,000千円 （うち運転資金は 30,000千円）	7年（1年）以内	2.47% (2.27%)	0.21%～1.07% (特別0.10%)	
事業再生支援融資	中小企業再生支援協議会等の支援を 受け経営改善計画を実行するとき	設備 運転	100,000千円	10年（3年）以内	2.67% (2.47%)	0.21%～1.07% (特別0.10%)	
事業再生計画実施支援融資	『認定支援機関』の指導・助言を受け 作成した事業再生の計画に従って事業 再生を行うとき	設備 運転	100,000千円	15年（1年）以内	2.67%	0.20%	

災害対策特別支援融資制度

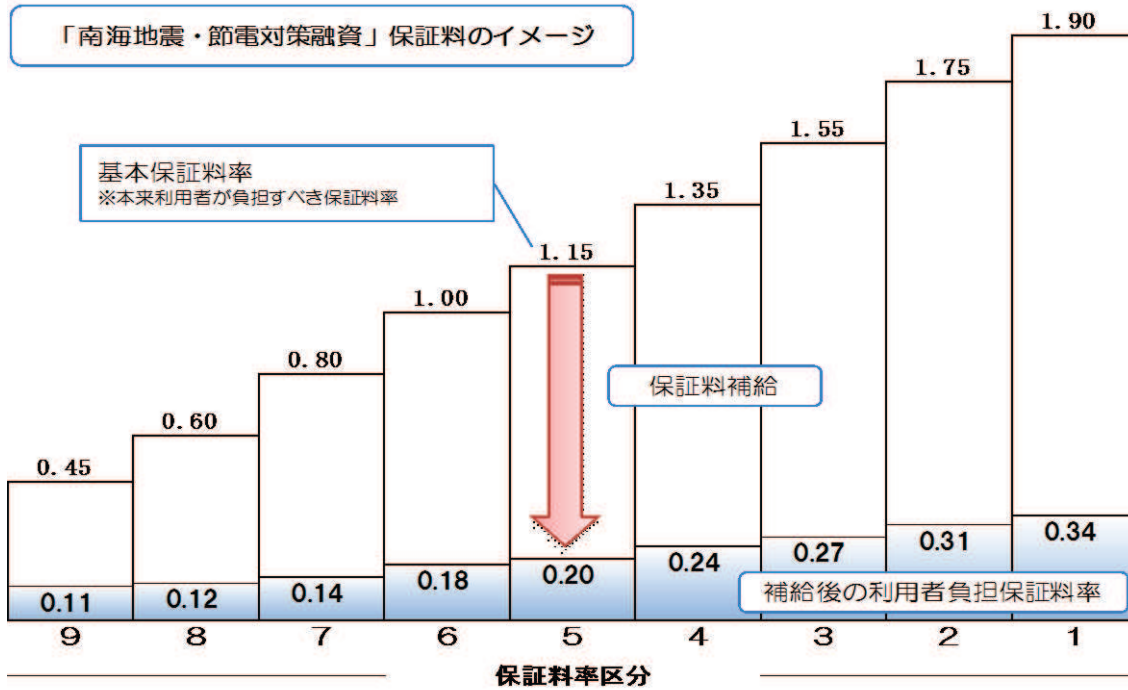
融資名	主な目的または貸付対象者	用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
災害復旧融資	自然災害による被災事業者	設備 運転	50,000千円 （うち運転資金は 30,000千円）	7年（1年）以内	2.17%以内 (1.97%以内)	0.11%～0.34% (特別0.20%)
災害対策特別融資	法の指定を受けた地域内の被災事業者	設備 運転	80,000千円	最長10年以内 (最長2年以内)	適用の都度 知事が定め る	0.00%

- ・ 貸付利率は平成29年4月1日のもので、「(固定)」の表示があるものを除き、すべて変動金利です。
- ・ カッコ内の貸付利率は、平成19年10月より導入された責任共有制度の対象外となる場合に適用されます。
- ・ ***が**ついた太字の融資は、商工会等の会員であって、商工会等の認定を受けた場合に、貸付利率が0.2%引き下げられます。
- ・ 保証料率は、貸付額に対する料率です。
- ・ 経営安定関連保証(セーフティネット (SN) 保証)など、一部の保証料については、区分から除外され、特別料率となります。
- ・ 担保・保証人については、高知県信用保証協会の定めるところによります。

<保証料率>

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
一般	0.21	0.36	0.42	0.46	0.55	0.70	0.82	0.94	1.07
下請経営 安定融資	0.22	0.35	0.40	0.44	0.57	0.70	0.80	0.91	1.01
小口零細 企業融資	0.30	0.50	0.55	0.59	0.74	0.90	1.02	1.14	1.27
季節融資	0.25	0.40	0.45	0.50	0.64	0.80	0.92	1.04	1.17
緊急融資 産振融資 【7年】	0.12	0.16	0.21	0.26	0.30	0.35	0.40	0.46	0.49
緊急融資 産振融資 【10年】	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42
南海地震 災害復旧	0.11	0.12	0.14	0.18	0.20	0.24	0.27	0.31	0.34

○保証料補給のイメージ



平成29年度の主な改正点

◇「災害復旧融資」の貸付利率・保証料率の変更

平成28年の台風16・18号や竜巻の発生後、「災害復旧融資」に関心が高まったこともあり、平成29年度より保証料率の引き下げ・以内金利の導入を行い、事業者の負担を抑制することで、災害からの復旧を迅速なものとする。

(変更点)

	平成28年度	⇒	平成29年度
貸付金利	2.17% (1.97%)		2.17%以内(1.97%以内)
保証料率	0.21~1.07% (0.10%)		0.11~0.34% (0.20%)

※括弧内はセーフティネット保証を利用する場合

◇「産業振興計画推進融資」の貸付条件の変更

産業振興計画推進融資（以下「産振融資」）の創設から4年目となり、利用・周知が一定進んだことに伴い、産振融資の債務残高も増加したことから、既存の産振融資の取りまとめをしやすくすることで、新たな事業資金の必要時に、事業者の負担軽減を図るもの

(要綱の変更内容)

平成28年度「既存保証付き融資から借換える場合は融資額の2分の1未満とする」

↓

平成29年度「借換えを行う既存保証付き融資（産業振興計画推進融資を除く）は、融資額の2分の1未満とする。
なお、資金用途が借換えのみとなるものは認めない。」